令和５年度岐阜市水道水質検査計画

１　基本方針

岐阜市では、水道水の水質検査等を通じて、安全でおいしい水の供給や、快適な都市生活の維持に貢献するために、分析技術の向上に努め精度の高い検査体制を維持します。

また、水質検査項目、検査頻度、検査地点等については、岐阜市の水道事業の現状を踏まえ、水道法に基づき適正に対処します。検査結果についても広報紙、ホームページなどで市民に広報します。

なお、水道利用者からの水質相談などでは、市民目線に立ち迅速かつ適切に対処します。

２　水道事業の概要

岐阜市の水道は、良質で豊富な長良川の伏流水を主とした地下水を水源としており、市街地を中心に供給している鏡岩水源地をはじめ、現在２１箇所の水源地があります。

これらの水源で汲み上げた地下水（伏流水を含む）を水源地で消毒した後、配水管で各家庭に給水しています。

また、一部の水道水については、山の中腹等にある配水池に貯められ、安定給水に寄与するため、これらの水源・配水池の管理を岐阜市上下水道事業部本庁舎（岐阜市祈年町４丁目１番地）で行っています。

なお、計画に基づいて市内一円にある水源地及び公園などで採水した水は、一部の水質検査を除いて上下水道事業部職員が本庁舎内にある水質試験室で検査を行っています。

岐阜市上下水道事業部本庁舎

金華山の麓にある鏡岩水源地

３　原水から給水栓に至るまでの水質の状況

岐阜市の水道水は、その水源を良質で豊富な長良川の伏流水を主とした地下水に求めており、とてもきれいでおいしい水です。この汲み上げた地下水に消毒剤を添加して皆様のご家庭に水道水として給水しています。

なお、給水している水道水については、水道水質基準を超える物質はなく、安全な水道水ですのでご安心ください。

４　浄水の水質検査の検査項目、採水場所、検査回数とその理由

（１）　毎日検査（水道法施行規則第１５条第１項第１号イ）

給水区域ごとに色・濁りなどの外観と、消毒の効果を示す残留塩素濃度の検査を、民間委託モニター等により毎日検査します。（２６箇所）

民間委託モニター等からの異常通報があった場合は、直ちに関連する水源に赴き、原因を究明し適切に対処します。

（２）　定期検査（水道法施行規則第１５条第１項第１号ロ）

給水を行っている区域ごとに、給水管の末端付近で、水質を代表する地点の蛇口からの水道水について、水質基準項目の検査をします。

定期検査については、毎月１回行う検査、年４回（３か月に１回）行う検査があるほか、年１回全項目について検査を行います。

検査項目、採水場所、検査回数及びその理由については、資料１、２、３、４に記載しています。

５　原水の水質検査

２１箇所のすべての水源地について、消毒副生成物（塩素消毒により生成される物質）に関する水質基準項目を除いた３９項目について年１回実施します。

上芥見第１水源地、芥見加野水源地、黒野第１北水源地及び岩野田水源地は、給水を停止していますが予備水源として使用する可能性があるため毎月項目検査についても行います。

また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、クリプトスポリジウム等（クリプトスポリジウム及びジアルジア）及びクリプトスポリジウム指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検査を行います。（資料１、２、５、６）

６　汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等

地下水の性質上鉄分・遊離炭酸などが多く、処理施設を設けて浄水している水源については、処理が適正に行われているかの検査を行います。

また、水源付近で汚染のおそれの要因がある物質については、その対象項目の検査を行います。（資料１、２、７）

７　水質管理目標設定項目の検査

岐阜県水道水質管理計画の一環として、鏡岩水源の原水について、水質管理目標設定項目の水質検査を行い、県へ検査結果を報告します。（資料２、８）

８　放射能モニタリング検査について

「岐阜市地域防災計画」の細部計画である「岐阜市放射線モニタリング計画」に基づき平常時モニタリングを鏡岩水源（原水）で年２回実施し、測定結果を速やかに公表します。緊急時には 国・県の動向、周辺の放射能検査結果等により検査頻度を変更することがあります。（資料１、２　検査機関：岐阜市衛生試験所）

９　臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれのある以下のような場合は、直ちに臨時の水質検査を行い、原因を調査し適切に対処します。

（１）　水源の水質が著しく悪化したとき。

（２）　水源に異常があったとき。

（３）　水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

（４）　浄水過程に異常があったとき。

（５）　配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

（６）　その他特に必要があると認められるとき。

検査項目は、検査が省略できない９項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）、ｐＨ値、味、臭気、色度、濁度）の他、状況に応じて選択します。

１０　その他の水質検査

厚生省（現在の厚生労働省）の「おいしい水研究会」のおいしい水の水質要件項目検査を、鏡岩水源の浄水について実施します。（資料１、２、９）

その他、法第１３条検査（給水開始前検査）、法第１８条検査（検査の請求）、依頼検査を随時実施します。

１１　民間検査機関に委託している検査の内容

水質検査は原則として水質管理課で行いますが、現状の水質検査体制で対応できない次の検査は、民間の検査機関に委託して行います。委託先については、この検査ができる水道法第２０条第３項における登録を受けた民間検査機関に委託します。

（１）　鏡岩水源・雄総水源・上芥見第１水源・芥見加野水源における原水のクリプトスポリジウム・ジアルジアの検査

（２）　水質管理目標設定項目の一部（鏡岩水源のみ実施）

１２　水質検査結果の評価

検査結果の公表については、岐阜市上下水道事業部の広報紙「水のこえ」及び岐阜市のホームページに掲載し、いつでも閲覧できるようにします。また、最新の情報を掲載します。

１３　水質検査の精度と信頼性確保

水道水の水質検査の精度を高めるために、日頃から分析機器の更新、保守点検を行っています。

また、分析機器の操作講習会や分析セミナーを受講して分析技術の向上に努めています。

水質分析に関しては、測定者間のバラツキをなくすため、基準項目ごとに妥当性の評価をした標準作業書を作成し、内部精度管理を実施して精度を高めています。

さらに毎年厚生労働省が主催する水道水質検査精度管理のための統一試料調査に参加し、信頼性の確保に努めています。

★水質試験室にある分析機器類★

ガスクロマトグラフ質量分析計

濁度・色度計

１４　関係者との連携

水質汚染事故などで、水道水の水質検査が必要になる場合は、岐阜市保健所、岐阜県健康福祉部薬務水道課、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課、岐阜市環境部環境保全課及び国土交通省木曽川上流河川事務所等の関係機関と連携を取り、迅速に対処して安全を確認します。

１５　水質検査計画

水質検査計画は年度ごとに策定し、岐阜市のホームページに掲載します。

また、水質検査計画は毎年見直しを行い、必要に応じてその都度改正します。

★この水質検査計画に関する問い合わせ先★

岐阜市上下水道事業部水質管理課
〒500-8156　岐阜市祈年町４丁目１番地
TEL　058-259-7521　FAX　058-259-7522
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：sui-suikan@city.gifu.gifu.jp

令和5年度　水道水質検査計画

資料1

検　査　区　分	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
浄水年1回検査 16水源系統	51項目 （別紙資料3参照）						○						
浄水年4回検査 16水源系統	13～15項目 （別紙資料3参照）			○						○			○
浄水毎月検査 16水源系統	11項目 （別紙資料3参照）	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
原水年1回検査 21水源（日野は水源別）	39項目 （別紙資料3参照）	各水源年間を通じて1回											
原水毎月検査 予備水源（上芥見第1、芥見加野、黒野第1北、岩野田）	10項目 （別紙資料3参照）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クリプトスポリジウム、ジアルジアの検査 （鏡岩、雄総、芥見加野、上芥見第1）	2項目 （別紙資料6参照）		○			○			○			○	
クリプトスポリジウム指標菌の検査 21水源	2項目 （別紙資料6参照）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水源処理状況検査 4水源（黒野第2、西郷、岩野田、木田）	7～12項目 （別紙資料7参照）	各対象水源年間を通じて1回											
水源の監視強化に伴う検査 VOC検査（岩野田水源、下川手水源）	6項目 （別紙資料7参照）		○	※下川手水源地については年1回（11月）に実施		○			○			○	
放射能モニタリング検査 鏡岩水源地（原水）	放射性セシウム	○						○					
「おいしい水」水質要件項目検査 鏡岩水源系統	11項目 （別紙資料9参照）	○											
毎日検査 水源ごとに1ヶ所以上（26ヶ所）	色、濁りについての外観及び消毒の効果に関する検査	毎　日 （民間委託モニター等）											
その他 法第13条検査、法第18条検査、依頼検査、臨時検査等		随　時											

令和5年度　水道水質検査計画

資料2

No.	水源及び水源系統名称	水源区分	浄水年1回検査	浄水年4回検査	浄水毎月検査	原水年1回検査	原水毎月検査	クリプト等検査	クリプト指標菌検査	水源処理状況検査	VOC検査	放射能モニタリング検査	おいしい水検査	水質管理目標設定項目検査
1	鏡岩	常用	○	○	○	○		○	○			○	○	○
2	雄総		○	○	○	○		○	○					
3	本荘		○	○	○	○			○					
4	下川手		○	○	○	○			○		○			
5	市橋		○	○	○	○			○					
6	西郷		○	○	○	○			○	○				
7	黒野第2		○	○	○	○			○	○				
8	三輪第1		○	○	○	○			○					
9	三輪第2		○	○	○	○			○					
10	芥見野村		○	○	○	○			○					
11	日野第1		○	○	○	○			○					
12	日野第2					○			○					
13	木田		○	○	○	○			○	○				
14	一日市場		○	○	○	○			○					
15	方県		○	○	○	○			○					
16	柳津		○	○	○	○			○					
17	佐波		○	○	○	○			○					
18	上芥見第1	予備				○	○	○	○					
19	芥見加野					○	○	○	○					
20	黒野第1北					○	○		○					
21	岩野田					○	○		○	○	○			

令和5年度　水道水質検査計画

資料3

No.	水質基準項目	法定検査回数	計画検査回数 ①	計画検査回数 ②	法定に基づく計画回数増減の理由
1	一般細菌	12	12	12	検査回数を減ずることができないため年12回実施
2	大腸菌	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	4	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため3年に1回まで減ずることができるが、安全確認等のため年1回実施
4	水銀及びその化合物	4	1	1	
5	セレン及びその化合物	4	1	1	
6	鉛及びその化合物	4	1	1	
7	ヒ素及びその化合物※1	4	1	1	
8	六価クロム化合物	4	1	1	
9	亜硝酸態窒素	4	12	12	水源が伏流水、地下水であり、原水の汚染の指標となるため年12回実施
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	検査回数を減ずることができないため年4回実施（消毒副生成物）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	12	12	水源が伏流水、地下水であり、原水の汚染の指標となるため年12回実施
12	フッ素及びその化合物※1	4	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため3年に1回まで減ずることができるが、安全確認等のため年1回実施
13	ほう素及びその化合物	4	1	1	
14	四塩化炭素	4	1	1	
15	1，4-ジオキサン	4	1	1	
16	シス-1，2-ジクロロエチレン及びトランス-1，2-ジクロロエチレン	4	1	1	
17	ジクロロメタン	4	1	1	
18	テトラクロロエチレン	4	1	1	
19	トリクロロエチレン	4	1	1	
20	ベンゼン	4	1	1	
21	塩素酸	4	4	4	検査回数を減ずることができないため年4回実施（消毒副生成物）
22	クロロ酢酸	4	4	4	
23	クロロホルム	4	4	4	
24	ジクロロ酢酸	4	4	4	
25	ジブロモクロロメタン	4	4	4	
26	臭素酸	4	4	4	
27	総トリハロメタン	4	4	4	
28	トリクロロ酢酸	4	4	4	
29	ブロモジクロロメタン	4	4	4	
30	ブロモホルム	4	4	4	
31	ホルムアルデヒド	4	4	4	
32	亜鉛及びその化合物	4	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため3年に1回まで減ずることができるが、安全確認等のため年1回実施
33	アルミニウム及びその化合物	4	1	1	
34	鉄及びその化合物	4	1	1	
35	銅及びその化合物	4	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	4	1	1	
37	マンガン及びその化合物	4	1	1	
38	塩化物イオン	12	12	12	検査回数を減ずることができないため年12回実施
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	4	1	4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の時は1年に1回まで、1/10以下の時は3年に1回まで減ずることができるが、安全確認等のため年1回実施。 本荘、下川手、西郷、黒野第2、三輪第1、三輪第2、木田及び一日市場水源地については、カルシウム、マグネシウム等（硬度）と蒸発残留物の両方又はどちらかが過去の検査結果で基準値の1/5を超えたことがあるため年4回実施
40	蒸発残留物	4	1	4	
41	陰イオン界面活性剤	4	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため3年に1回まで減ずることができるが、安全確認等のため年1回実施
42	ジェオスミン	12	1	1	水源が伏流水、地下水で藻の発生時期がないため年1回実施
43	2-メチルイソボルネオール	12	1	1	
44	非イオン界面活性剤	4	4	4	検査方法が基準値の1/5以下を確認できないので、検査回数を減ずることができないため年4回実施
45	フェノール類	4	1	1	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため3年に1回まで減ずることができるが、安全確認等のため年1回実施
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	12	12	12	検査回数を減ずることができないため年12回実施
47	pH値	12	12	12	
48	味	12	12	12	
49	臭気	12	12	12	
50	色度	12	12	12	
51	濁度	12	12	12	

①　鏡岩、雄総、市橋、日野、芥見野村、方県、柳津、佐波

②　本荘、下川手、西郷、黒野第2、三輪第1、三輪第2、木田、一日市場

備考

原水については、№21～№31及び№48の消毒副生成物等を除く項目（39項目）について年1回実施。予備水源（上芥見第1、芥見加野、黒野第1北、岩野田）に関しては、毎月項目検査についても実施

※1　方県については過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下のため1年に1回まで減ずることができる。

令和5年度　水道水質検査計画　　資料4

No.	水源系統名	採　水　地　点	
		名　　称	住　　所
1	鏡岩	木ノ下公園	木ノ下町7丁目
2	雄総	石谷公民館	石谷
3	本荘	雲雀ヶ丘公園	雲雀ヶ丘
4	下川手	加納公園	加納丸之内
5	市橋	南部プラント	南鶉6丁目
6	西郷	犬塚広場	上西郷6丁目
7	黒野第2	形野公民館	中524
8	三輪第1	太郎丸中島公園	太郎丸中島
9	三輪第2	寺山墓地	山県北野
10	芥見野村	芥見公園	芥見1丁目
11	日野	日野中央公園	日野南1丁目
12	木田	河渡小公園	河渡1丁目
13	一日市場	一日市場公民館	一日市場1丁目
14	方県	方県公園	安食3丁目
15	柳津	東塚公園	柳津町東塚2丁目
16	佐波	高桑公園	柳津町高桑3丁目

備考
採水場所については各水源系統の給水管の末端付近で水質を代表する地点を選定しています。

令和5年度　水道水質検査計画

資料5

No.	水　源　名　称	水　源　区　分	所　　在　　地
1	鏡岩水源地	常用	鏡岩408－2
2	雄総水源地		雄総桜町2－16－2
3	本荘水源地		本荘海草3533－2
4	下川手水源地		西川手3－95
5	市橋水源地		下奈良1－28－1
6	西郷水源地		中西郷2－34
7	黒野第2水源地		小野6－5
8	三輪第1水源地		太郎丸樫木4－2
9	三輪第2水源地		三輪宮西323
10	芥見野村水源地		祇園1－119
11	日野第1水源地		日野北1－6－19
12	日野第2水源地		日野北1－5－11
13	木田水源地		木田2－128－1
14	一日市場水源地		一日市場1－215
15	方県水源地		安食字三内前4－1
16	柳津水源地		柳津町丸野1－48
17	佐波水源地		柳津町上佐波西5－164
18	上芥見第1水源地	予備	上芥見222
19	芥見加野水源地		加野字東畑42
20	黒野第1北水源地		大学北2－62
21	岩野田水源地		粟野西1－38

令和5年度　水道水質検査計画

資料6

No.	水源名	水源区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備　　考
1	鏡岩	常用	●	■●	●	●	■●	●	●	■●	●	●	■●	●	伏流水　レベル3
2	雄総		●	■●	●	●	■●	●	●	■●	●	●	■●	●	伏流水　レベル3
3	本荘			●			●			●			●		深井戸　レベル1だが施設検査の代替としてレベル2対応
4	下川手			●			●			●			●		深井戸　レベル2　※
5	市橋			●			●			●			●		深井戸　レベル1だが施設検査の代替としてレベル2対応
6	西郷			●			●			●			●		深井戸　レベル1だが施設検査の代替としてレベル2対応
7	黒野第2			●			●			●			●		深井戸　レベル1だが施設検査の代替としてレベル2対応
8	三輪第1			●			●			●			●		深井戸　レベル1だが施設検査の代替としてレベル2対応
9	三輪第2			●			●			●			●		深井戸　レベル1だが施設検査の代替としてレベル2対応
10	芥見野村			●			●			●			●		深井戸　レベル1だが施設検査の代替としてレベル2対応
11	日野第1			●			●			●			●		浅井戸　レベル2
12	日野第2			●			●			●			●		浅井戸　レベル2
13	木田			●			●			●			●		深井戸　レベル1だが施設検査の代替としてレベル2対応
14	一日市場			●			●			●			●		深井戸　レベル1だが施設検査の代替としてレベル2対応
15	方県			●			●			●			●		深井戸　レベル1だが施設検査の代替としてレベル2対応
16	柳津			●			●			●			●		深井戸　レベル1だが施設検査の代替としてレベル2対応
17	佐波			●			●			●			●		深井戸　レベル1だが施設検査の代替としてレベル2対応
18	上芥見第1	予備	●	■●	●	●	■●	●	●	■●	●	●	■●	●	深井戸　レベル3
19	芥見加野		●	■●	●	●	■●	●	●	■●	●	●	■●	●	浅井戸　レベル3
20	黒野第1北			●			●			●			●		深井戸　レベル1だが施設検査の代替としてレベル2対応
21	岩野田			●			●			●			●		深井戸　レベル2　※

備考

・「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき各水源地のリスクレベルに応じた検査を実施します。
・ 各水源地の井戸毎の原水について実施します。
・ ■：クリプトスポリジウム等（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の検査
・ ●：クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検査
・※地表水由来の汚染物質が過去に確認されたため

令和5年度　水道水質検査計画

資料7

No.	検　査　項　目	水源名									
		黒野第2			西郷		岩野田		木田		
		鉄、マンガン、遊離炭酸除去			遊離炭酸除去		遊離炭酸除去		鉄、マンガン除去		
		原水（井戸別）	処理水	配水	原水（井戸別）	処理水	原　水	処理水	原水（井戸別）	浄水機（1号、2号）	
										処理前	処理水
1	水温	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	残留塩素	○	○	○		○		○		○	○
4	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	鉄及びその化合物	○	○	○					○	○	○
7	マンガン及びその化合物	○	○	○					○	○	○
8	ヒ素及びその化合物								○	○	○
9	総酸度	○	○	○	○	○	○	○			
10	総アルカリ度	○	○	○	○	○	○	○			
11	遊離炭酸	○	○	○	○	○	○	○			
12	侵食性遊離炭酸	○	○	○	○	○	○	○			
13	鉄バクテリア	○	○	○							

令和5年度VOC検査

水源名（実施場所）	5月	8月	11月	2月	検査項目
岩野田（原水、処理水）	○	○	○	○	四塩化炭素、ｼｽ-1，2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1，2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ
下川手（1号、2号原水）			○		

令和5年度　水道水質検査計画

資料8

No.	検　査　項　目
1	アンチモン及びその化合物
2	ウラン及びその化合物
3	ニッケル及びその化合物
4	1，2－ジクロロエタン
5	トルエン
6	フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）
7	農薬類（検査項目は下表参照）
8	遊離炭酸
9	1，1，1－トリクロロエタン
10	メチル－t－ブチルエーテル
11	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）
12	臭気強度（TON）
13	腐食性（ランゲリア指数）
14	従属栄養細菌
15	1，1－ジクロロエチレン
16	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

農薬類検査項目一覧

No.		農薬名	No.		農薬名	No.		農薬名
1	3	2,4-D(2,4-PA)	32	45	ジクワット	62	83	フェントラザミド
2	5	MCPA	33	48	ジチオピル	63	84	フサライド
3	6	アシュラム	34	49	シハロホッププチル	64	85	プタクロール
4	7	アセフェート	35	50	シマジン(CAT)	65	86	ブタミホス
5	8	アトラジン	36	51	ジメタメトリン	66	87	ブプロフェジン
6	10	アミトラズ	37	53	シメトリン	67	88	フルアナジム
7	11	アラクロール	38	54	ダイアジノン	68	89	プレチラクロール
8	12	イソキサチオン	39	55	ダイムロン	69	90	プロシミドン
9	15	イソプロチオラン（IPT）	40	56	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート	70	91	プロチオホス
10	16	イプフェンカルバゾン				71	92	プロピコナゾール
11	18	イミノクタジン	41	57	チアジニル	72	93	プロピザミド
12	19	インダノファン	42	58	チウラム	73	94	プロペナゾール
13	20	エスプロカルブ	43	59	チオジカルブ	74	95	ブロモブチド
14	21	エトフェンプロックス	44	60	チオファネートメチル	75	96	ベルミル
15	23	オキサジクロメホン	45	62	テフリルトリオン	76	97	ペンシクロン
16	26	カズサホス	46	64	トリクロピル	77	98	ベンゾビシクロン
17	27	カフェンストロール	47	65	トリクロルホン(DEP)	78	99	ベンゾフェナップ
18	28	カルタップ	48	66	トリシクラゾール	79	100	ベンタゾン
19	29	カルバリル（NAC）	49	67	トリフルライン	80	101	ペンディメタリン
20	31	キノクラミン(ACN)	50	68	ナプロパミド	81	102	ベンフラカルブ
21	32	キャプタン	51	69	パラコート	82	104	ベンフレセート
22	33	クミルロン	52	71	ピラクロニル	83	105	ホスチアゼート
23	34	グリホサート	53	72	ピラゾキシフェン	84	106	マラチオン
24	35	グルホシネート	54	73	ピラゾリネート（ピラゾネート）	85	107	メコプロップ（MCPP）
25	36	クロメプロップ	55	75	ピリブチカルブ	86	108	メソミル
26	38	クロルピリホス	56	76	ピロキロン	87	109	メタラキシル
27	39	クロロタロニル（TPN）	57	77	フィプロニル	88	110	メチダチオン（DMTP）
28	40	シアナジン	58	78	フェニトロチオン（MEP）	89	111	メトミノストロビン
29	41	シアノホス（CYAP）	59	79	フェノブカルブ	90	112	メトリブジン
30	42	ジウロン（DCMU）	60	80	フェリムゾン	91	113	メフェナセット
31	43	ジクロベニル(DBN)	61	82	フェントエート（PAP）	92	114	メプロニル
						93	115	モリネート

※　□の番号は、厚生労働省が定める水質管理目標設定項目の対象リストの番号

令和5年度　水道水質検査計画　　資料9

No.	検　査　項　目	備　考
1	蒸発残留物	水　質 要　件 項　目
2	硬度	
3	遊離炭酸	
4	過マンガン酸カリウム消費量	
5	臭気強度（TON）	
6	残留塩素	
7	水温	
8	カルシウム	参考項目
9	ナトリウム	
10	カリウム	
11	マグネシウム	

実施場所　鏡岩水源系統給水栓